

令和7年第2回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

1、本日の出席議員（12名）

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
4 番	宮 崎 信 一	5 番	齋 藤 雄 史
6 番	齋 藤 聡	7 番	齋 藤 進
9 番	佐々木 平 嗣	12 番	佐 藤 直 哉
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	森 鉄 也	16 番	伊 藤 竹 文

1、本日の欠席議員（3名）

3 番	佐々木 正 勝	10 番	小 川 正 文
11 番	佐々木 孝 二		

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	今 野 和 彦	次	長 加 藤 潤
班 長 兼 副 主 幹	今 野 真 深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
教 育 長	小 園 敦	市 民 福 祉 部 長	佐々木 修
農 林 水 産 部 長	阿 部 光 弥	建 設 部 長	原 田 浩 一
商 工 観 光 部 長	池 田 智 成	教 育 次 長	佐 藤 喜 仁
消 防 長 兼 消 防 署 長	須 田 勇 喜	会 計 管 理 者	齋 藤 稔
総 務 課 長	齋 藤 邦	総 合 政 策 課 長	高 橋 寿
商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 也	ス ポー ツ 振 興 課 長	佐 藤 紀 子
生 活 環 境 課 長	早 水 和 洋	福 祉 課 長	佐々木 美 佳
長 寿 支 援 課 長 ・ 地 域 包 括 支 援 セ ン ター 長	齋 藤 恵 美	農 林 水 産 課 長	柴 田 俊 幸
学 校 教 育 課 長	菊 地 良		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

令和7年3月5日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに12番佐藤直哉議員の一般質問を許します。12番。

【12番（佐藤直哉君）登壇】

●12番（佐藤直哉君） 12番の佐藤直哉でございます。よろしくお願いいたします。

通告にありますとおり、四つの項目につきまして質問いたします。

一つ目は、竹嶋潟スケートパークについてでございます。

竹嶋潟スケートパークは、スケートボード初級者から中級者、上級者まで、幅広い愛好者がスケートボードを楽しむことができる場所として、また、2021年に開催された東京オリンピックにおいてスケートボードがオリンピック競技となったことや、施設の整備資金にはスポーツ振興くじ助成金や企業からの寄付に加え、「クラウドファンディング型ふるさと納税」による寄付金が活用されたことも相まって、市内外のスケボー愛好者はもとより、他の自治体の関係者からも新たな施設整備手法の好例として注目されました。

(1)令和6年4月には、新たなセクションとナイター照明が追加され、より楽しく、より快適な施設にリニューアルされましたが、一つ惜しいことは、屋根がないことにより、雨や雪などで路面が濡れている場合は利用できないことです。これまでの利用状況などを確認するため、次の①から②について伺います。

①利用登録者の人数、住所、年齢などについて。

②これまでの利用期間内における利用可能日数、日数率について。

(2)利用者からは「屋根があれば、もっと利用できるのでは」といった声がある一方で、「1,200㎡以上の面積を覆う屋根には、それ相当の費用が掛かるだろうから実現は難しいのでは」との見方もあるようです。次の①から②について伺います。

①屋根の整備に関する相談や要望の状況について。

②屋根の整備に関する検討の状況について。

二つ目は、G I G Aスクールの取り組みについてでございます。

令和3年度に市内の小・中学校において開始されたG I G Aスクール構想に基づく「一人一台端末」を利用した教育の取り組みは、導入された時期が「コロナ禍」の時期でもあり、マスク着用での授業や度重なる学級閉鎖といった学校現場の困難な状況にあつては、児童・生徒と教員と両方にとって有用なものとなることが期待され、全国的に実施が前倒しされたことには大いに賛同したものでした。

コロナ禍が収束した現在では、当時の状況とは異なりますが、今後の取り組みでこそG I G Aスクール構想の本来の目的に沿った様々な良い効果が得られていかなければならないものと考えます。

(1)一人一台端末を利用した教育には、教員の指導スキルの向上や児童・生徒の健康面への影響、学習効果など、導入当初より課題とされ、心配された点多かったと記憶するところであります。市内小・中学校における実態を確認するため、次の①から③について伺います。

①端末を利用した教育の頻度及び利用率について。

②端末の利用を苦手とする児童・生徒、教員の把握と、その対応や支援について。

③端末利用による児童・生徒の健康面、学習面への影響や効果について。

(2)今後の取り組みに関する方針、検討の状況について伺います。

三つ目は、市内の町内会や自治会についてでございます。

町内会や自治会は、地域コミュニティや生活衛生、防犯、安全、防災、地域インフラの維持、伝統行事の継承など、市民生活に必要なあらゆる役割を担うものであり、にかほ市の「協働のまちづくり」にとっても不可欠、不可分のものであると考えます。

他方、他の自治体では、地域の高齢化が原因となって町内会や自治会が解散する事例や、これを予防する取り組みとして、町内会や自治会の維持運営への行政支援を強化する事例もあるようです。

高齢化による町内会や自治会への影響や課題には、構成世帯の減少、役員の担い手不足、組織活動の減退などが挙げられ、本市においても「他人ごと」ではないものと考えます。容易に解決されるものではないと思いますが、「今、我々には何ができるのか、何をすべきか」と模索しているところであります。

(1)市内の町内会や自治会に関して、次の①から③について伺います。

①現段階において、高齢化による町内会や自治会への影響をどのように捉えているか。

②今後、高齢化によって町内会や自治会が受ける影響をどのように見通しているか。

③町内会や自治会からの組織の維持運営に関する相談や要望の状況及び内容について。

(2)今後の取り組みに関する方針、検討の状況について伺います。

四つ目は、市制施行20年を迎えることについてでございます。

令和7年度は、平成17年（2005年）に、仁賀保町・金浦町・象潟町が合併して「にかほ市」ができて以来20年目となる記念の年に当たります。この20年は長いようでもあり、短いようでもありますが、3町の合併、市制施行のために尽力された先輩方、関係各所の労苦に思いいたすとき、深い

感謝の念に堪えません。

市制施行20年を迎えるにあたり、私ども市民一人一人にとって「にかほ市」がかけがえのない「まち」であることの認識が、より深められることを願われてやみません。そこで次について伺います。

(1)市制施行20年に関する記念事業等の計画について伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日からの一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、佐藤直哉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1番の(1)竹嶋潟スケートパークについてであります。①竹嶋潟スケートパークの令和6年度の利用登録者数は、今年1月末時点で484人、そのうちの市民は73人で、本市を除く県内が262人というふうになっており、県外が149人というふうになっております。

市外の内訳は、秋田市が128人、由利本荘市が69人、酒田市が39人、横手市が22人、東京都が13人というふうになっています。

年齢は10代から40代まで、それぞれ100人ほどあり、若い人から中年層まで幅広く利用されていると、50代以上の人も29人の人が登録をしているというところであります。

しかしながら、これは担当部署で把握している数値であって、実際の利用者数はもっと多いというふうに推測をしております。中学生以下が利用登録する場合は、保護者の同意を必要としていますので、スポーツ振興課の窓口で受け付けておりますが、それ以外については今年度からQRコードで登録申請をいただいております。また、当日の利用もQRコードで受付をしております。こうしたことから、登録せずに利用している方、当日の受付を行わずに利用している方が一定数いるというふうに認識をしているところであります。

安全に利用していただくためにも、必ず登録してからご利用いただくように周知を努めてまいりたいというふうに考えています。

次に、②についてです。

令和6年度の利用可能日数についてですが、今年1月末時点で233日、率にして76.14%でありました。なお、スケートパークの状況は、市ホームページでLIVE配信もしておりますので、事前に確認してから利用することが可能というふうになっております。

次に(2)屋根の整備についてであります。

①と②が関連ありますので、併せてお答えをさせていただきます。

初めに、スケートボードパークを整備した経緯を簡潔にお話します。

以前のスケートボード愛好者は、市内の公園等を利用しておりましたが、付近の住民から騒音への苦情が寄せられておりました。先ほど議員もおっしゃったように、同じ頃、東京オリンピックのスケートボード競技では、日本選手がメダルラッシュの活躍を見せ、一気に関心が高まってきたところでありました。

若者に絶大な人気となったスケートボードの普及と、騒音問題の解消には、新たな練習場所の確

保が必要であり、調査・検討を重ねてスケートパークの整備に至ったというものであります。

整備に際しては、全体構想や設計の検討段階から地元愛好者と幾度となく意見交換を重ね、利用者目線による質の高い施設の整備を目指したものであります。

そうした中で、より多くの集客につながる充実した施設にするには、事業費が不足するため、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、約1億6,500万円のご寄付をいただき、返礼品を除いた半分程度を事業に活用することができました。

愛好者との意見交換においては、様々なアイディアや要望はありましたが、競技スポーツとして高いレベルを目指すものではなく、ストリートカルチャーとして若者の新たな集いの場、気軽に自由な雰囲気を楽しめる場として整備する方向性が定まったところであります。

また、誰もが自由に楽しめることを重視したため、利用料金は無料、中・上級者向けのセクションだけでなく、初心者も気軽に楽しめる施設としたほか、安全柵や防犯カメラを設置したというものであります。

その中で屋根の設置についての要望もありました。検討しました。9,300万円ほどの事業費が見込まれました。これは令和4年度のスケートパークの整備費4,244万円の倍以上になります。屋根を設置するよりは、ほかの設備を充実したいとの意見に集約されたところであります。そのため、令和5年度において面積を1.5倍に拡大し、セクションも7種類8基から12種類19基へと増やし、水飲み場やナイター照明を設置し、午前5時半から午後8時50分まで利用できるようにしたものであります。

愛好者の皆さんからは「これまではスケートボードをこそっと、あるいはひっそりとやってきたが、地元こんな施設ができたのは奇跡的なことだ」という声や、「初心者から上級者まで楽しめる施設になった」「若い人が遊ぶ場所が少なかったが、仕事終わりに集まり、交流しながら楽しむことができるようになった」などの声が寄せられております。

参考までに、全国スケートボード施設連絡協議会事務局から情報提供いただいた公のスケートボード施設86か所のうち、屋外全体に屋根を設置している施設はなく、一部に屋根を設置している施設は2か所ありますが、いずれも有料の施設ということになっているようです。

来年度にはスケートパークの向かい側に多機能型艇庫として金浦B&G海洋センターを整備し、多目的スペースやシャワー室などのほか、24時間利用可能なトイレも設置しますので、スケートボード愛好者の皆さんにとっても利便性や快適性が向上するものと思われます。

今後も利用者目線に立った管理運営に努めてまいりますとともに、スケートボード愛好者の方々と連携を図りながら交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、3番の(1)になります。市内の自治会や町内会についてのご質問についてであります。

(1)の①現段階の高齢化による影響についてであります。現在、市内には103の自治会や町内会があり、そのうち限界集落として定義されている65歳以上が半数を占める団体は40あるということになっています。5年前の令和2年の同じ時期では16団体でありましたが、この5年で24も増えたということになります。これは年齢の最も多い層である団塊の世代や昭和30年代生まれの方々が中間年齢層から高齢層に移行したと同時に、人口流出、少子化が進行していることが原因という

ふうに考えております。

このように高齢化率の高い自治会等が増えていることの影響については、議員のおっしゃるように、構成世帯の減少や役員の担い手不足などを招いており、自治会等の運営継続そのものが課題となるというふうにも考えております。

その上で②の今後についてであります。高齢化による影響・課題は拡大していくものと認識しております。自治会等は、地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしており、加入率の低下や担い手不足等により、活動の持続可能性が低下すると予測されます。そして、防災や高齢者、子どもの見守り、集落サロンなどの居場所づくり、年中行事の継承・継続など、自治会のみが担う役割だけではなく、今後増加する地域社会のニーズに十分に応えられなくなる可能性があるというふうに認識をしています。

また、かつてはどこでも見られた隣近所との付き合いや助け合いがなくなりつつあり、地域の住民同士のつながりの希薄化が進行し、様々な機能を維持できなくなる自治会が増えてくることも今後の現実的な問題として捉えています。

こうした社会状況の中で、お互いに協力し、補い合い、自分たちの暮らす地域をよくしていくという目的を持って協力・連携して活動する地域づくりがますます必要とされるというふうに考えております。

次に、③の町内会や自治会からの相談等の状況であります。市内のある地域では、人手不足により地域内の複数の団体の役員が重複し、負担が増加するなど、担い手の確保に苦慮しているようです。その地域では、将来は人口減少による集落の消滅が危惧されることから、旧小学校区を区域とした複数の集落からなるコミュニティ生活圏の形成、集落範囲を越えた運営組織づくりに向けた会合を開催したことがあります。これは同じ生活圏域を土台としている複数の自治会組織を一本化し、住民それぞれが役割をもって地域の持続性を高めようとする取り組みであります。今すぐの一本化に向かうまでには至っていませんが、現在も話し合いは進められており、地域主体の自主的な取り組みとして県と市が支援しているところであります。

次に、(2)の今後の取り組みについてです。

(1)でお答えしましたように、役員の担い手不足や防災関連、高齢者等の見守りなど、増加する地域社会のニーズへの対応や地域住民同士のつながりの希薄化を防ぐことが必要と考えております。

また、地域によって課題は異なるものと考えられますので、アンケート調査の実施について対応が可能な自治会と連携の上、住民の地域に対する考え方やニーズを取りまとめ、現状の検証を進めてまいりたいと考えております。そして、その検証に基づいて自治会に求められているもの、行政に求められているものを整理しながら、地域全体が支え合えるような、それぞれの地域に合った地域づくりを目指してまいります。

併せて、市のホームページやSNS等を活用しながら、若い人たちが自治会活動に参画しやすくなるような情報も発信してまいりたいと考えております。

次に、4番の市制施行20周年を迎えることについてであります。

本市は本年10月1日に市制施行20周年を迎えるにあたり、これを記念するための事業を計画して

おります。

まずは、改めてこれまでの20年間にわたる市民の皆様のご支援とご協力に対し、深く感謝を申し上げます。

この20周年記念事業は、市民の皆さんと共に歩んできた歴史を振り返り、さらなる発展に向けた礎を築くことを目的としており、私自身も新たなまちづくりの出発点にしたいと考えております。

具体的な事業としては、10月1日に市制施行20周年を祝う記念式典を開催し、功労者の表彰や記念講演会を行うほか、20周年記念の新聞広告の掲載や超神ネイガーによる企画などを予定しております。

また、多くの市民の皆さんに参画いただける事業を展開していきたいと考えており、市主催の記念イベントはもちろんのこと、各種団体が開催する事業についても、20周年記念の冠事業として位置付けることも検討し、承認されたものについては市のホームページなどで広く周知し、盛り上げて行きたいと考えております。

これらの一連の記念事業を通じて「次世代につながるにかほ市」をPRし、さらなる地域の活性化を図るとともに、市民の皆さんのそれぞれの心に残る事業となるように取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育長。

【教育長（小園敦君）登壇】

●教育長（小園敦君） それでは、佐藤直哉議員の2番のご質問、GIGAスクールの取り組みについての(1)の①端末を利用した教育の頻度と利用率についてお答えいたします。

市内の小・中学校では、どの学年でも毎日のように時間割のいずれかの時間でタブレットを活用した授業が行われており、タブレットの導入時に比べると日常的に使用されていることから、利用率は高くなっているというふうに考えております。

授業等での活用例といたしましては、課題に対する自分の考えをタブレットに入力し、それを用いてグループ、あるいは全体で話し合う場面において共有し、他者の意見を参考にしながら考えを深めたり広げたりしております。

また、理科や生活科等では、カメラや動画機能を使って実験や観察の様子を撮影したりするほか、体育では、マット運動や跳び箱等で自らの実技や友達の実技を撮影し、その映像を振り返りながら学び合うことなども行われています。さらに、教科書にあるQRコードから参考となる動画を視聴しているほか、学習支援ソフトを活用したドリル学習もよく行われています。また、プレゼンテーションソフトを活用して自分の調べたことをまとめたり発表したりといった活動にも利用されています。

次に、②の端末利用の苦手な児童・生徒、教員の把握と、その支援・対応についてであります。

一人一台端末の利用に対して、児童・生徒はとても興味・関心が高く、積極的な姿勢が見られますが、低学年の児童については個人差に応じた丁寧な指導が必要となっております。タブレットの活用に対しては、学年によらず意欲的で技能等の習得も良好であります。

また、ICT活用指導力に関して、教員を対象に毎年行っている調査では、授業にICTを活用

して指導をする能力について、個人差はあるものの約7割の教員が肯定的な回答を示しています。

教員のICT活用能力を高めるための対策といたしましては、ICTの操作にたけている教員を各校から2名ずつICTマイスターに任命し、校内での積極的な活用を奨励しているところであります。また、各校での活用事例をまとめた「にかほ市GIGAスクールハンドブック」を作成し、活用に役立てられております。さらに、教員に対するICTの技術指導や効果的な活用の仕方を指導したり授業中の機器類等のトラブルへの対応や未然防止を目的としたICT支援員を1名配置し、サポート体制の強化を図っております。

次に、③の児童・生徒への健康面、学習面への影響や効果についてであります。

初めに、健康面の視力については、各校ともタブレット使用による視力低下は現在のところ見られておりません。実際に授業でタブレットの画面を長時間見続けるといった場面はありませんし、教室内の明るさや姿勢などについて、国が作成したガイドブックによる配慮、指導をしてきております。

しかしながら、県が行ったスマホ・インターネット調査では、にかほ市の小学生の約40%、中学生の約90%が、自分専用のスマートフォンを所持していると回答しており、平日のスマートフォン利用について学習以外に使用している児童・生徒が県平均に比べて多いという結果も現れております。

また、平日の学習以外での利用に関する問いでは、4時間以上の使用が小学生で約15%、中学生では23%となっており、学校医からは、スマホ等の見すぎが要因とされるストレートネックによる頭痛症状が増えているというご指摘がありました。また、深夜帯の使用からくる睡眠不足等による学習意欲の低下も考えられます。この課題に対応するため、そして、子どもの健康を守るためにも、学校と家庭がさらに協力して対応していかなければならないと考えているところであります。

次に、学習面については、全国学力・学習状況調査において、タブレットなどのICT機器を活用することで、自分のペースで理解しながら学習を進めることができると、肯定的に回答した子どもが小学生では約80%、中学生では約85%でありました。児童・生徒もタブレットなどICT機器を活用した授業がわかりやすいし、そのような授業形態を求めていることが表われていることから、引き続き効果的、有効的な活用に努めてまいります。

(2)の今後の方針、その対応状況についてお答えいたします。

授業でタブレットを活用する場面が今後もさらに多くなってくると予想されます。また、タブレット端末を常時、家庭へ持ち帰ることも推進されていきます。

しかしながら、先ほど述べましたように、家庭での利用の仕方については、長時間の目的外の利用なども問題もありますし、インターネットやSNS等のトラブルも増加しており、被害者にも加害者にもならないように、情報モラルについて、家庭、保護者と一緒になって指導をしていかなければなりません。今後においても個別最適な学びを実現するために、より良い効果的な指導方法を教員同士で研修し、子どもたちに還元してまいります。

また、2030年度にデジタル教科書の使用が認められることになりましたが、紙のよさもあります。デジタルと紙を組み合わせながら、子どもたちにとって最適な方法を選択できるように環境を整え

ていくことが大事だと考えているところでございます。

【12番（佐藤直哉君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（宮崎信一君） これで12番佐藤直哉議員の一般質問を終わります。

次に、9番佐々木平嗣議員の一般質問を許します。9番。

【9番（佐々木平嗣君）登壇】

●9番（佐々木平嗣君） 9番佐々木平嗣です。よろしくお願いいたします。

昨日、漁業者に対して予算を計上していただき、今日の新聞にその予算が書いてありました。恐らく元町に住んでいる方々、このにかほ市に住んでいる方々の漁業者の方々は、ああやってくれたなと喜んでいると思います。それに引き続き、今回は漁業者を取り巻く環境について伺いたいと思います。

ここ近年、ハタハタやサケの漁業量が大幅に減少しています。燃料費、道具は、ロープ、漁網等、大幅に高騰していますが、魚介類の価格は変わらない上に不漁が続いています。一説には、地球温暖化の影響とも言われ、天候不順などにより漁に出る機会が少なくなっており、漁業者の収入減につながっています。

様々な魚を獲るための漁網・ロープの入れ替えは、漁業者の生活の一部にあたります。特に網は、太いロープがついた網、透明な網、鉛がついている網など、いろいろな種類がありますが、長年使うと網に穴が空き、古いものは処分し、交換していきます。しかし、漁網は、にかほ市内では引き取りいたしません。そのため、作業場や船着き場に放置しておくことになります。30年から50年も置きっぱなしにしておくとかかなりの量になります。高齢になり、仕事を辞めて隠居するときに、いよいよ処分することになりますが、処分するところがないことや処分できないことを知り、大変困っていると伺いました。

(1)漁業者は道具の処分に困っています。このことについて、市の考えをお伺いいたします。

①漁業者の道具は産業廃棄物の扱いとなり、市の一般廃棄物処理施設では受け付けないようです。特に鉛が入っている、鉛が付いているロープは、どこも引き取りません。にかほ市で漁具が処分できるようにする考えはありませんか。現在できなくとも、将来構想がありましたら伺いいたします。

②高齢になり、廃業する際に漁具を処分したいが多額の費用がかかるため処分が難しいという声を聞きます。漁具処分に対する助成金制度を設ける考えはありませんか。

③漁船やレジャー船の多くはFRP素材でできており、廃棄する際、市の環境プラザでは引き受けませんが、木材がベースとなっている船について受け入れる考えはないか伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 平嗣議員に申し上げます。PRFではなくてFRPでよろしいですか。

●9番（佐々木平嗣君） はい、失礼しました。よろしいですか、言わなくてもいいですか。

●議長（宮崎信一君） 言ってください。

●9番（佐々木平嗣君） 「FRP素材で」にお直してください。済みません。（該当箇所訂正済み）

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木平嗣議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに(1)の①からであります。廃棄物の取り扱いについてであります。一般家庭から排出されるものを一般廃棄物、事業活動によって発生する廃棄物を産業廃棄物と区分されているということは、これは当たり前の話であります。

市の処理施設は、県に対して一般廃棄物処理施設として届け出をしており、漁業者の道具は事業活動に伴って発生する産業廃棄物に区分されるため、議員のおっしゃるとおり市の処分場では受け入れることができない状況ということになっております。

環境プラザの現状として、1日当たりの可能な処理量は29tに対して同数程度の処理を今行っているところであります。また、ごみピットの容量も限られていることや、ごみクレーン1基で処理しているなど、計画に基づく一般廃棄物の排出量から設計、建設された設備であり、産業廃棄物の受け入れを想定したものになっていないということ等をまずは申し上げておきたいと思っております。

また、昨年7月の大雨による災害ごみについても処理が追いつかず、少しずつ処理しているところであります。市のごみ処理基本計画においても、産業廃棄物は原則として受け入れられないこととしていることから、現在は受け入れをしておりません。

現在の環境プラザの状況から産業廃棄物を市で受け入れるとなれば、新しい施設を整備しなければならないと考えております。仮に新しい施設を設置しても、鉛が混入しているロープ等の漁具は、焼却により鉛が溶けて酸化鉛などの有害物質が発生してしまうことや埋め立て処理で土壌や河川等の水質を汚染することから、分別して適切に処理をしなければならないというものになっております。

ロープ、網、鉛ごとに分別されていれば、市内で受け入れてもらえる民間処理施設があることを確認しております。こちらの方に問い合わせさせていただくことになるかと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、環境プラザの設備の状況から、家庭から排出される一般廃棄物を処理する以上の能力はないということでありまして、今後、処理施設の環境プラザの修繕費が増えていくことが避けられないことから、産業廃棄物を受け入れることは制度上も能力上もできないというふうに考えております。

産業廃棄物の処理については、県からの廃棄物の運搬処理許可を得た民間処理施設にて処分していただく方向で考えております。

次に、②についてであります。

これまで漁業者のみならず農林業者や各種事業所の方々に、日頃から適正な廃棄物処理を行っていただいているところであります。いわゆる廃棄物処理法では、漁業系廃棄物については、先ほども申し上げましたとおり漁業生産活動に伴って生じる事業系の廃棄物であり、事業者たる漁業者が自らの責任において適正に処理をしなければならないというふうに決められております。

環境省では、令和2年5月29日付で、漁業系廃棄物処理ガイドラインを改定し、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用及び適正な処理の確保を図るように示されたところであります。

これらに基づいて漁業者の皆さんには、日頃から廃棄物の発生抑制に努めていただきながら、漁協をはじめ漁業者間などで再使用、再利用の可能性について、情報交換などを行っていただきたい

と考えております。

また、水産関連の各種助成金や支援制度を構築する上で漁協はかかせない機関であるとも考えております。現段階では、市単独での支援は非常に難しいと考えておりますが、漁業者、組合員の意見や要望などを漁協が取りまとめて、それを基に県や漁協と協議、検討を行いながら連携を図ると。そして、支援体制を検討していくということについては、これはやぶさかではありません。

次に、③についてであります。

船についても先ほどのロープなどと同様、事業において生じた廃棄物となりますので、材質にかかわらず産業廃棄物を受け入れる民間処理施設において適切に処分していただかなければならないものというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） 再質問します。

漁業者の道具は産業廃棄物と、これは分かっております。そして、民間で取り入れる、でも民間で取り入れてくれるところはごく僅かで、全部は取り入れてくれません。そこで環境プラザ、市で少しでも受け入れられる方法が今後ないのかということもお伺いしたい、将来的な構想というか、その中に入っていますが、やはり持っていくにしても捨てるにしても大変な量があります。それを個人でやれって、これかなり難しい話です。そこで漁業会を使ってやった方がいいんでないかという話がありましたが、当然そういう話はしていると思いますが、いまだかつて話は進んでおりません。そのために漁網類を堤防の上に上げておいたり、自分の作業小屋にしまっておいて、最後には片付けなきゃいけないと、そういうことになっていますので、大変つらい思いもしております。それに対しての、やはり助成金、そういうことも将来的には考えてほしいなという私の意見です。

それと、②と③の方にいきますが、③のFRPは分かりますけども、船の素材は木材です。その木材を市の方で処分していただけないかという構想ですが、それは私の考えではできないは言えませんが、そういうことも考えてほしいという漁民からの願いもあります。そのところをもう一度お願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 暫時休憩します。

午前10時46分 休 憩

午前10時46分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩以前に戻り再開いたします。

答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 先ほど申し上げましたとおり、産業廃棄物であるということについて、これは法律上の問題であるので、私どもでこれを一般廃棄物として捉えて受け入れるということは法律違反になって行政処分を逆に私ども受けますので、それはできないということはあらかじめ申し上げさせていただきます。

おっしゃられるように、じゃあこれを簡単に、例えば北秋田市とか遠くの方の産業廃棄物処分場に持っていくのは簡単なのかというと、そうでないことも私どもも十分分かっています。そこら辺については、やはり漁業者個人とではなくてですね、やはり漁協、あるいは漁業者の団体、あるいは代表ときちんと話し合うということをまずはやっていかなければならないと。そこら辺が今まで行われてきたのかというと、ちょっとそこら辺があやしいなというふうに思っていますので、何をやるにしても、やっぱりスタートラインに立つということが、まずは大事です。議員がおっしゃるとおりです。そう考えれば、私どもも海岸のボランティア清掃を職員がやったりしますけども、漁網とか、あるいは外国語文字のプラスチック製品とかを見ると、これでいいのかとやっぱり思っていますので、ただ、海岸ごみについては市だけではなくて県も含めて考えていかなければならないことがたくさんありますので、そうすると、やはり話し合いの場をきちんと今後つくり上げていくということがまずは大事だと思います。そこら辺からスタートしない限りにおいては、いきなりここで支援をしますよといっても砂に水をまくようなことをしても効果がありませんし、そこら辺はやはり私としては、繰り返しますが、当事者の皆さんときちんと検討する場ができれば、まずは始めることはできるのかなというふうに思います。

補足を――。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） 将来的な形での構想というところですが、先ほどの市長の答弁にもありましたが、現在の環境プラザでの処理量から考えると、新しい施設を建設する方法というのが考えられます。そうした場合、今の環境プラザ40億円くらいで建築しておりますが、同規模程度の費用がかかるのかなと思っております。それについては、今後、重要な施設というところでの検討を進める必要がありますので、現段階では将来的にそういったところまで考えてはいないという方向です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） 考えていないよりも、漁業者というのは、我々が生まれる前から漁業者いますよね。この秋田県ができて、秋田県のこの沿岸は全て漁業者おります。産業廃棄物なんていうのは最近できた話でしょう。つくる前に、じゃあこれをどうしようか、ああしようということを考えてすらいない。何やってんのかと思います、私は。まして、それを漁民の方々まとまってどっかに行くと、市長が言いましたが。それも私からすると、行くところは市なんです。漁民も頼るところは市です。やはり市に言って、市の方から県、国にこの話をもっていってもらわないと、日本の周りは全て海ですよ。その海に揚がってくる漁網を何とするかっていうことを考えないで産業廃棄物事業をやっている、この自体がおかしいんですよ。それをなぜ気づかないのかと。常日頃ずっと回ると、海みんなすごいでしょう、網から何から浜にいっぱい流れてる。それを漁民が捨てたとか、そんなこと言って漁民をすぐ悪く言う。そういうこと自体がおかしいんですよ。やっぱり捨てるどころちゃんと決めておかなきゃいけない。そのためには、市が県にアタックして、県が国にアタックして、そういう場所を作っていただきたい。それも料金がいっぱいかかるんじゃないですか。料金もほとんど安くして、漁民に負担のかからないやり方をしてほしいと思います。その辺につい

て市長の見解をお伺いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 今、議員がおっしゃられるように、私先ほど申し上げたのは、別にあっちこっちたらい回しにするといってる話ではなくて、やはり今までそういう取り組み、あるいはそういう話し合いをきちんとしてきたのかということについて、私も議員の活動時代からそこら辺については正直疑念と言いましようか、十分にやられていたかということ、そうではないよなという認識がありますので、そうなると、きちんとやっぱ話し合うことから始めなけりゃ駄目でしょうという話をしているのであって、私ら知らないからあっち行け、知らないからこっち行けなんていうことは言うつもりは全くありません。共に一緒に考えていきましようという話を先ほどさせていただきました。ということです。

ただ、一般廃棄物、産業廃棄物、ちょっとそこら辺、議員がおっしゃれること私ちょっと分からなかったんですが、事業廃棄物を私どもが決めている法律ではないわけですから、そこら辺を私どもにじゃあ法律改正頑張れという話になるのかということ、そこはちょっと違うかなというふうに思いますし、ただ、一般廃棄物、産業廃棄物ということ考えたときに、やはりそれを低廉な価格でおっしゃいますけども、事業者が自らの収益のために使ったものは、やっぱり自らの自己責任で片付けると、これはルールです。この原則を曲げてということはできません、これは、こんなことは。ほかの事業者もありますので。そうすると、漁師の皆さんだけそれが許されるのかということ、私はそれはちょっと違うというふうに思いますが、応分の負担はしていただく必要がありますが、その応分の負担の中で行政がどのように支援をしていくかということ、話し合いながら決めていきましようというのが先ほどの私の話でありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） 次にいきたいと思います。

(2)番にいきます。にかほ市の沿岸・磯場の環境が変わってきています。世界的な問題である地球温暖化が全てではないような気がします。象潟海水浴場を見ると、60年前に比べ50mぐらい砂地が増え、海水浴場の磯場が消えています。違う磯場を見たら、石がべろべろになっているところが多々見られます。その近くには、アワビの殻やサザエの殻など散乱しています。また、磯場にいた小魚が少なくなっているように見えます。そのためか、秋に見られるイソダコがいなくなっています。こうした多くの変化は、地球温暖化が原因とされていますが、磯がなくなっているのは山から土砂を運び込んでいる川も大きな原因でないかとも言われています。小砂川港、象潟港、金浦赤石海水浴場、平沢潮風公園周辺の砂浜が広がっています。サケの放流が盛んな川袋川には小石が入ってきており、関、奈曽川や象潟川にもたくさんの小石が流れ着いています。平沢地区、芹田周辺の白雪川河口にも丸い小石が運ばれ、一部では石が多く入り込み、水が流れない小川もあります。沿岸の環境が変わっていることについて、お伺ひいたします。

①にかほ市内の河口付近の環境変化について、調べていることがあるか伺います。

②象潟海水浴場に入り込んだ砂が目立つなど、市内沿岸の砂が多くなっていることは、誰が見ても分かるような状態です。一例として、これまで象潟海水浴場の両脇にあった磯場が見えるように

復元するなど、こうした環境の変化に対して市が取り組む計画はないか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)についてお答えをさせていただきますが、初めに①についてです。

市では、例年サケが狙上する川底や河口付近の堆積した砂の処理への支援を行っております。市内のサケ漁業組合などからの河口付近の状況変化について、これまで特段報告を受けていないこともあり、現在のところ市では調査を行っていないというところであります。

次に②についてであります。

海岸環境の保全についてであります。各海岸の管理者が行うことになっており、海岸管理者ですが、市管理の小砂川海岸及び県管理の漁港海岸については、現在のところ計画はありませんが、小砂川漁港については、漁業への影響を考慮し、浚渫事業を継続しているというところであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） 環境変化について何も調べていないということですが、にかほ市の川、いろいろあります。小川から少し大きめの川から。そういう川が大変変わってきているということも、まだ調べてないということですが、それを調べていただくことはできますか。今後、将来について、小魚が棲むような川、今、全国でいろんな川を整備しています。結局、コンクリートで両脇を固めてしまって、小魚が棲めない川が大変増えて、小魚がいなくなったために大きな魚が育たないという結果も出ています。そういう意味で、川を整備というのはものすごく大切なことだと思っています。特にこのにかほ市は、そんなに大きな川はありません。その小さな川が小石がいっぱいたまっていくのは鳥海山がすぐ目の前にあるから、流れが早くて小石がたまっていく。小石がぶつかって落ちてくるのは砂です。その砂が大変今、海の方に流れていって、先ほど説明したべろべろになると、石が。それは海藻が死んでしまってべろべろになってます。その周りにいろんな貝の殻がたくさん散乱しています。そういうことも一応今後調べていって、これからどうなっていくのかというのを少し見ていただきたい。それも漁師の方々にとっては、一つの大きな財産の一つにつながっていきます。というのは、やはり小魚が大きくなると大きな魚は獲れません。昔、磯場には、ちっちゃいクロダイのこっこというんですがキンテとかっていう魚とか、あと、ハゼとか様々いっぱいいました。今、そういう魚が獲れる場所がありません。やはりそういうのが砂によって埋もれていった。小石がいっぱい出てきて海が駄目になってきている。そういうことは、少し市の方でも見ていただきたいと思いますが、その辺について伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） すいません、どこも担当の方で答えられないということで、少し質問の幅が広すぎてしまって答えられないんだと思うんですが、私どもとして状況、環境が——これちょっと私の個人的な見解になるかもしれませんが、いろいろな環境が漁業に大きな影響を及ぼしているということは、これは私も認識をさせていただいております。ですので、決して海のことだから海だけでやればという話ではないなというふうに認識はしておりますが、ただ、河川調査とかいう

ふうになると、そういう細かい技術的な問題になると、これは市だけの問題ではないなと。河川の管理者は市ではないということもありますので。縦割り行政で大変申し訳ないんですが。そうすると、先ほど言ったように、いろいろな場面で、漁業の問題の中で話し合いをするならば、やはりきちんとした場をもって話し合いをしながら、今みたいなお話も含めて、じゃあトータルでどういうものを、管理計画を作るのか、あるいは構想を作るのかというようなところから始めなければ、その場のその場の一つずつつまみ食いしてもトータルパッケージでは解決には導いていけないと思いますので、先ほどの話の延長になりますけれども、今のお話も含めたような流れで、やはり私どもは検討していかなければならないのかなというふうに、今現時点で、質問に対する私の今の抱いた印象はそういうふうになります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） 砂についての質問、答えは何も出てなかったんですが、海水浴場に砂がいっぱいあるとかという話も私しましたが、この砂については答えは何もしてませんが、砂、山形県の鼠ヶ関からこの北の方に向かってくと、意外と砂が不足しています。ありません。全国的に調べたら、砂のないところが増えてきているというデータもあります。ところが、にかほ市だけはどういうわけか砂が異常に増えているような気がします。そのために磯場が潰れていると。それに対して再度答えをお願いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 海岸の砂だけを捉えての今お話をされましたけれども、砂だけのお話ではなくて、やはり海岸の管理者というのは、これは県です。そうすると、海岸の砂調査についてということについて、私どもがしているのかしていないのかというと、私どもはその義務、権限がないということもあって、調査はしておりません。

今、議員のおっしゃられたことについてのお話も、そうなのかもしれませんけれども、それが実際どのような、どこから流れた砂で、どのようになっているのかということについて明らかなエビデンスがない中で、今、私が明確に何かお答えするということとはできないということでもあります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） この沿岸というのは、市の責任だけでないというのは十分分かってます。ですが、誰が見ても砂が増えてます。それを我々が見て、砂が増えていると県に直接行くわけにできません。やはり窓口は市なんですよ。市長に少し頑張ってもらって、どこにでも行って調べていただく、そういうふうな筋道を立ててもらって、検査に来た時に漁業者、または一般の方々に意見をいただくようなことも考えてもいいと思います。誰が見ても、今の一つの例でいえば、象潟海水浴場、私が話しましたが、50m以上の砂が増えてます。まして、昔の入り江があったところが全部消えてます。その砂のために小魚が住めないような岩場ができているんです。それを調べてもらわなきゃいけない。その調べてもらうためには、市の方々も、私たちも、こういうことあるんだっていうことを、その専門のところに伝えなきゃいけないと思うんです。その伝える役目は漁民ではないと思うし、我々でないと思います。やはり市でないかと。その点についてもう一度お願いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 先ほど来のお話になりますが、同じことの繰り返しをちょっと言われています。私どもとしては、それを放って、自分たちでやれと言ってるんでなくて、そこら辺の話の土台から、ゼロから話をする場面がまずは必要でしょうっていうことを先ほど来申し上げているんです。

先ほども言っていましたように、砂、印象としてそうかもしれないけれども、そこら辺の話を個人的な印象ではなくて、例えばまずはベースとする話し合いを行いながら、担当課と意見交換を行いながら、では、そういう課題点が何点かありますよね。その因果関係はどうですかねということも含めて調査をすることを、何を県に調査していただくのかということもきちんと整理してからじゃないと、私どもがじゃああんなふうに言ってたからこう言えるか、こう言ったからああ言おうかじゃなくて、ちゃんとやっぱりきちんと、私どもがきちんとしたデータというか意見を持ってですね、地元の意見を持ってしゃべるための話し合いをする場が、まずは必要じゃないでしょうかというふうに先ほど来申し上げているところでありますので、そこら辺を、だから同じことのちょっと繰り返しになっていますので、そこら辺をご理解いただきたいなというふうに思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） 市長の言ってること、十分私理解してるつもりです。ただ、その集まる場所も、できたら市の方から誘導していただければという考えで申したのを、ちょっと遠回りに言っていました。そういう場所をつくるのも市の方でやっていただければと思います。それに対しての答えは要りませんので、考えておいてください。

次にいきます。3番目のアワビの養殖について。

現在、山火事で大変な大船渡市ですが、早期鎮火を願っております。

大船渡の三陸町というところで、岩手翡翠アワビというものを養殖していますが、それについて質問をいたします。

(3)の漁業者の所得向上に資するよう、陸上養殖の振興や魚介類の販路拡大を支援にすることについてお伺いいたします。

①ハタハタ漁やサケ漁の漁獲量が大きく減少する状況の中、天候などに左右されない陸上養殖は漁業者の収入を補う可能性が考えられます。産業建設常任委員会では、アニサキスが寄生しないため、生で食えることを付加価値として、高価格帯での提供が期待される陸上養殖サバの現地視察に行っていました。育てる漁業の取り組みの一つとして、本市で陸上養殖を振興する考えはないか伺います。また、振興するにあたり、本市で考えられる魚種が念頭にありましたらお伺いします。

②魚介類の価格上昇をねらい、漁協などと協力し合って販路拡大につなげていくことは考えていませんか。

●議長（宮崎信一君） 暫時休憩します。

午前11時10分 休 憩

午前11時10分 再 開

●議長（宮崎信一君） 再開します。

佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） アニサキスで訂正をお願いいたします。（該当箇所訂正済み）

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)の質問にお答えをさせていただきます。

初めに①についてです。

現在、秋田県内ではサーモンの海面養殖や温泉施設跡地を活用して、大手企業、水産加工業者が共同で取り組む陸上養殖などが行われております。

日本海側は季節風の影響で波が高く、養殖に適した場所は限られますが、秋田県では、現在も海面養殖について調査・研究を進めております。

議員のおっしゃるとおり陸上養殖には天候などに左右されないなどのメリットがありますが、反面、施設整備のインシャルコスト、電気使用料等のランニングコストが高額となります。また、複数の機材を使用するため、故障のリスクが総体的に高く、ウイルスや病気が持ち込まれた場合や停電などのトラブルが発生すると被害が大きくなる可能性が懸念されております。

市では、現在、陸上養殖を指定しての振興はしておりませんが、漁協や県と連携を取りながら陸上養殖の可能性や魚種、漁業者の意向なども含め、情報交換をしていきたいと考えております。

次に、②についてであります。

秋田県及び県内の各地域では、漁業者の所得向上による漁村の活性化を図るため、浜の活力再生プラン、通称浜プランを策定しております。本地域の浜プランは、秋田県漁協、秋田県、由利本荘市、にかほ市で構成する地域水産業再生委員会で作成しており、それらの方針に沿って各地域の漁業者が取り組むこととしております。

本プランの基本方針として漁業者及び関係機関が一体となり、漁獲物の品質向上を図るとともに、生産から流通、消費までの構造改革に取り組むこととしております。内容としましては、鮮度の保持、活魚水槽を活用した出荷調整及び活魚出荷推進による漁業所得の向上のほか、海底耕耘などの漁場環境の整備などを行い、漁業経営の安定化を図ることとしており、今後も県や漁協など関係機関と協力して取り組みを継続してまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） そこで、陸上養殖の件で、当市では先ほど話したアワビの養殖をしております。今現在、アワビの養殖で3歳ぐらいのアワビを育ててカキの殻に取り付けて海に放流しています。その前に話した海がべろべろなって、アワビの殻やサザエが海に流れ着いているというのを話しましたが、結局、養殖したものを海にやってもアワビは育っていないような感じがしています。というのは、漁師の方々がアワビはいないと。いくら漁協で作ったアワビを海に放流してもアワビは見えないということを聞きます。ということは、海の中がやはり変化していると。これは私たちが誰もまだ分からないと思いますが、その変化についてはいずれ調べなきゃいけないと思いま

すが、地球温暖化だけではないような感じがします。それについて、そのアワビをもう少し大きくする方法があるんでないかと思ひましてインターネットで調べたら、岩手翡翠アワビというのがありました。最後まで書いてなくて、大きさが何センチまでって書いてませんでした。そこに調べたら、もしこれ以上調べる場合は研修に来てくださいと書いてありました。ところが、研修に行く前に、今大変なことになってますので、行く時間はしばらくないと思いますが、アワビを普通に食べられる大きさまで、今のアワビ養殖場でできないものか、もしくはそのアワビの養殖場の脇にもう一つ同じような水を取り入れて、その上の作業はできるのであれば、そちらの方の作業の方でできるようなことはやっていくことはできないのか少しお伺いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、農林水産部長。

●農林水産部長（阿部光弥君） 現在、アワビの種苗生産施設のことだと思いますけど、あそこではあくまでも放流用のものとして生産しているものでして、そこに養殖となると、また経営自体も違いますので、ここで即答できることではないかと思ひます。ただ、全国的にもアワビの養殖しているところもありますけど、それは小さいサイズで出ていたりとか、いろいろな形もあります。実際、にかほ市の海岸、海にアワビが減っているのも、生育する場所が狭くなっているための量が減っているということでもありますけど、実際には、前の年よりも大きい物が獲れているという報告も実際に受けています。漁の仕方、実際にその漁をしている方々に意見を聞いて、どういった方法がいいのか、それは先ほど市長も答弁の中でしましたけども、市と、それから漁師さんと、学識経験者といいますか、県、県水産振興センターの専門の方々と交えた形での学習した上で、どういった方向性に進んだらいいのかということをお話し合うのが必要なのかなと思ひますので、今すぐ養殖に向かうとかそういうことではなく、もう少し生の意見を聞いた上で議論を進めていきたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） 養殖について私話したのであって、アワビはその中の一つです。ただ今後、陸上養殖はいろんな意味で各地区で行っています。このにかほ市でも養殖できるような魚がありましたら、ぜひ前向きに検討して養殖に手を使っていくのが漁業者のためにもプラスになるんでないかと思ひております。特にアワビの場合は、今、にかほ市にアワビの養殖場ある。そして水も入ってきてる。アワビは結構大きくなっている。それをまたさらに大きくするようなことであれば、隣辺りに、私簡単に言いますが、建物建ててもらって、さらに大きくするような研究をできるんでないかと思ひましていろいろ調べてみました。にかほ市のアワビは様々なアワビがあるので、その中のアワビの一環の一つで、大きなアワビを養殖してもいいんでないかなと思ひておりました。特に岩手県の岩手翡翠アワビ、これは本当に今、注目されているアワビです。ですから、アワビだけで限らず、魚に対しても、今後こういう魚がいいんでないかということをお調べて、漁民と共に養殖場を作っていければと思ひますが、市長の考えはいかがでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 陸上養殖も含めて養殖なんですけど、そこらについては市としても、私の方でも研究をしたりはしております。しかしながら、大事なものは誰がやるかなんです。行政が陸上養

殖、養殖事業をやるわけにはいきません。そうすると、例えば遊佐町でサクラマス（サクラマス）の養殖をやっています。それは誰がやり出したのかというと、行政がやり出したわけではない。漁協の——何とか漁協ってちょっと忘れちゃったけども、鶴岡とか含めてですね、向こうの山形県側の漁協の組合長さん等が音頭をとって、そこにマルハニチロさんが参加をしてサクラマスの陸上養殖を行いながら、今は実証実験の段階ですけども、そういうことを私どもそれを行ったときに職員も研修に行きました。市でできることはないかというふうに考えまして研修は行きましたけれども、やはりポイントは誰がやるのかなんです。そこが行政が音頭をとったけども、結局、誰もやる人がいなかったということになってしまう可能性がある中では、その不安要素がある中ではちょっと手をつけられないというのが正直なところであります。そう考えれば、先ほど農林水産部長も言ったように、きちんとやはり漁協の皆さんと猟師の皆さんも含めて、まとまって、市、行政と話し合うという、今までありそうでなかったような体制づくりから始めていかなきゃいけないでしょう、漁具の問題も含めてです——ということを先ほど来私は述べているところであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） いろいろ質問しましたが、ここで一つ漁業者の今回いろいろ回って意見をたくさんもらっています。その漁業者の意見をお話しますが、これについては通告外になるかもしれないんですが、通告外になって答えはしなくてもいいですが、分かる範囲でお答えを願えればと思います。――

●議長（宮崎信一君） 佐々木議員に申し上げます。通告外の質問はできません。意見であれば若干は時間のある限りお伺いいたしますが、質問としては受け付けられません。

●9番（佐々木平嗣君） じゃあ意見として言いますのでよろしくお願いします。

漁業者の意見としてお話しします。

近年の不漁や物価高騰で経営が圧迫しています。昨年はハタハタやサケ、タラが大幅に減少して大変です。燃料費、資材、ロープ、網の価格が高騰しています。魚の価格は変わらない上に不漁の時期が長い。天候不順などが重なり、収入減につながっている。漁業者に対して燃料代や資機材の購入などに充ててもらえる資金などの助成をお願いしたい。天候不良と漁獲量の減少で資材などの支払いが難しい、厳しい。網作りは年間を通して手作業で行っているが、ここまで冬季の収入、出漁と漁業の漁獲の減少がなくなってしまうと、資材の購入も難しくなる。網は常に翌年分の使用する網を作成するために費用がかかる。ハタハタ、サケ、タラ等の収入が大きい部分の魚が減少し、加えて出漁回数の減少では、船の燃料代も負けてしまう。小型漁船への燃料代を助成してほしい。にかほズワイガニというブランドはよいけども、ブランドにただで放ったらかしのもの、今後の他魚種のブランド化の有無についてという意見がありますが、これについて答えられる部分があったら教えてください。

●議長（宮崎信一君） 先ほど申しましたが、答弁はできませんので、次の質問にってください。

●9番（佐々木平嗣君） それでは、市制20年周年、昭和100年、戦後80年、この記念の年にイベントを計画していますか、に入ります。

先ほど同じような質問をしておりましたが、私は昭和100年、戦後80年も含めて、この三つに対し

てのイベントをどう捉えているかという質問をしたいと思います。

にかほ市ができ20年になります。当初は大変だった時代ですが、生まれた子どもが成人して記念の年になりました。昭和という称号ができてから100年になると言われています。実際は63年で終わっていますが、いまだ懐かしい昭和の時代であり、良き時代と言われています。それだけ昭和生まれの方が、いまだ多く活躍しているからでしょう。戦後80年になる日本、至る所で盛り上がっていますが、にかほ市は特別にイベントを計画しているのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは2番目のご質問にお答えさせていただきます。

市としては昭和100年及び戦後80年を記念するイベント等を開催する計画は、現時点ではありません。しかしながら、市制施行20周年の記念事業については、来年度の当初予算に係事業費を計上し、実施を計画しております。

また、毎年開催しております平和記念戦没者追悼式につきましては、歴史を振り返りながら、市民の皆さんと共に未来に向けて新たな一歩を踏み出すことを目指しているものでありますので、そこら辺については80周年と被らせることはできるのかなというふうに思います。

先ほど佐藤直哉議員に答弁しましたとおり、市制施行20周年記念事業については、市民の皆さんと共に歩んできた道のりを振り返り、さらなる発展に向けた礎を築くことを目的として実施しようとするものであります。私自身も新たなまちづくりの出発点としたいと考えているということは、先ほど述べたとおりでありました。

具体的には、市が誕生してからちょうど20周年を迎える10月1日に記念式典を開催し、功労者表彰や記念講演会などを行うほか、新聞広告の掲載や超神ネイガーによる企画などを予定しているということも先ほど述べさせていただきました。

それ以外についても先ほど述べましたが、一応準備していますので読みますが、市主催の記念イベントのほかにも各種団体が開催する事業についても、20周年記念としてふさわしいものについては冠事業として位置付けるということも先ほどお話をいただいたとおりであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） 今回、20周年に対して予算もついてますから、当然いろんなことをやるとは思ってました。そこで、民間の計画についても予算を出すような話もしてありました。その民間のイベントについては、どういうふうな募集をして、どのぐらいの規模でいいのかということは、ここでもし分かっている範囲であれば教えていただければと思ってます。

●議長（宮崎信一君） 総務課長。

●総務課長（齋藤邦君） 今、市長が述べました各種団体が開催する事業について、20周年記念でふさわしいものについては冠事業として位置付けながら盛り上げる計画でございます。

今、にかほ市市制20周年記念協賛事業事務取扱要綱を策定しまして、実施予定としております。各種団体の承認については、団体等が主体的に企画及び運営を行う取り組み、イベント等のうち、にかほ市市制20周年記念にふさわしい事業を協賛事業として承認する予定であります。規模等は特に

問うておりません。承認しない場合としては、例えば法令及び公序良俗に反する事業など6項目を定める予定でございますが、いずれ一体感の醸成を図るような取り組みを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） 市で行う場合は、市で当然行うと思いますが、私の聞きたいのは民間の方々が、じゃあ昭和100年に対してこういうことをやってみたい、市制20年に対してこういうことをやってみたいという団体は、どのぐらいの団体の方々、例えば一人、二人でも団体になるのか、20人集まんなきゃいけないのか、それとも町内単位で見えるのか、もしくは各団体いろんな団体あります。そういう団体を受け付けるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 総務課長。

●総務課長（齋藤邦君） 先ほど言ったように、団体等の規模については、一人であれ二人であれ特に問う予定はありません。

それで、周知については、いずれホームページ等で周知しまして、承認してほしい団体等がありましたら申請を受け付けるという流れにさせていただきます。

また、先ほど言った戦後80年、昭和100年の節目の年には歴史的な出来事、その教訓を再認識し、今後の社会、国際関係に対する新たな視点を得るための重要な機会となっておりますので、国や県などが様々な事業を展開する場合には、それに参画することもありますし、また、民間などの各種団体が実施するような関連事業につきましても、後援という形で支援することもあり得るというふうに今考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木平嗣議員。

●9番（佐々木平嗣君） いろいろ聞きましたが、80周年とか100周年のために、私はこういう思いがあるんだよってということなんかも取り入れてもらえるものでしょうかということと、そのために何かしてほしい場合の予算というのは、どのぐらい見てるのでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 総務課長。

●総務課長（齋藤邦君） まず予算については、それに伴うような予算というのは計上しておりません。

また、今言った80周年、100周年について民間団体が行うような行事、イベントについては、先ほど申したとおり、後援という形で支援することもあり得るというふうに考えております。

以上です。

【9番（佐々木平嗣君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（宮崎信一君） これで9番佐々木平嗣議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時32分 休 憩

午後 1 時00分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続行します。

次に、7 番齋藤進議員の一般質問を許します。7 番。

【7 番（齋藤進君）登壇】

●7 番（齋藤進君） 7 番齋藤進です。私からは、市内のテレビ共同受信設備の同軸ケーブルを計画的に光化に移行することについて質問をいたします。

本題に入る前に、初めに、放送の歴史に触れてみたいと思います。

今年はNHKが放送を始めてから100年で大きな節目の年に当たります。放送100年のキャッチコピーは「ひとりを思う、みんなのメディアへ」一人一人に大切なことを届けたいという思いを持って次の100年に向けて発信し続けたいとの思いを伝えています。その100年の歴史の中でテレビの歩みについては、日本で初めてテレビが放送されたのが72年前の1953年、昭和28年です。テレビが普及し始めたのは1950年代後半からで、日本経済が高度成長期に入ったタイミングでテレビは一般家庭に急速に普及し、1959年4月10日の当時の皇太子殿下のご成婚の実況中継直前には、テレビの受信契約が200万台を超え、1960年代半ばには白黒テレビの普及率が9割、1960年代終わりにはカラーテレビの普及率が2割に達し、55年前になりますが1970年でカラーテレビを持っている家は30%、翌1971年10月より総合テレビが全番組カラー放送に切り替わった年とされています。

私の記憶をたどると、近所に新しいものが好きな人がいて、誰よりも先にテレビを購入。映りは良くなかったような記憶はありますが、みんなで見に行って、そこに映っていたのはプロレスラーの力道山だったという記憶があります。そして、数年後には我が家でも白黒の4本足のブラウン管TVを購入し、プロレスはもちろんですが、『巨人の星』を食い入るように目を凝らして見ていた記憶と、またいいところで終わり、何でと悔しい思いをしながら次週の放送を待ったということが思い出されます。私の時代は白黒テレビが主流でしたが、市長がテレビを見た時代はカラーテレビが普及し始めたようですので、白黒テレビを見たことはなかったかもしれませんが、初めてみたテレビ番組は何だったでしょうね。それでは本題に入ります。

現在までの72年間、私たちの最も身近な情報メディア・ツールとして長くTVの歴史が続いてきました。その歴史の中でも私の記憶には、1995年（平成7年）1月に発災した阪神淡路大震災の衝撃的な現場の生の映像が強烈な印象として刻まれています。また、2007年（平成19年）10月には、災害から第一に生命を守るために「緊急地震速報」が開始されました。2011年3月発災の東日本大震災では、津波により甚大な被害となりましたが、緊急地震速報が広範囲に流れ、その放送からの情報により避難行動をとり、難を逃れた方々が多くおります。最近発災の能登半島地震や、復旧作業が始まったばかりの能登半島を再び襲った線状降水帯による大雨災害でも、事前にその被害を回避するための対応を繰り返し放送するなど、TVはその役割を110%果たしてきたと言っても過言ではありません。

情報収集は、ラジオやインターネットなど、他の方法もありますが、防災・減災の役割を果たしているのは、やはり地上波であることが理解していただけたと思います。

現在、にかほ市内で難視聴地域により「テレビ共同受信施設組合及び共同施設」として、同軸ケーブルにて運営している組織は、本郷、横岡、横森、桂坂、東畑、川袋、水沢、大竹、舟岡、小田、グミノ木森の11地区が存在し、対象世帯数は248世帯と市全体から見て約3%に当たっています。この中で最も古い施設は水沢地区で、一部光化していますが、設置から既に45年が経過しています。

これらの地域は山間部や窪地などの地理的不利条件地域であるために電波が弱く、普段からあまり映りが良くないことに加えて、天候によってはノイズが入るなどして全く映らないときもあることから、当時、映りのよしあしにかかわらず同じ受信料を支払うことに不公平さを感じ、放送配信側のNHKと折衝の上、放送を受信する側と配信する側が共同で受信施設を整備、運用しておりました。その後、BS放送が始まった際にこの制度は無くなり、新たに「自主共聴」として同軸整備施設が設置され、現在に至っております。

しかし、この共聴施設も経年劣化等によって、同軸ケーブルが強風や風雪による断線が頻発するようになってきました。上記の理由による復旧作業はこれまで保険で対応できていましたが、今後は対象外となり、組合員に大きな負担がかかることとなります。また、現在の通信システムは光回線が主のため、故障時に修理不能や資材などの納期が長期化するケースや費用が高額となることが想定されています。このような問題や条件に対処するため、現在の共聴施設は、早期に光化にしていかななくてはならない時期を迎えているわけであります。

総務省は、地域における災害等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図ること、また、他国からの武力攻撃の情報を国民に公平に、正確にいち早く、または事前に得られるよう、安全で故障やトラブルの少ない長期的に持続できる地上波の光化を推進しており、光化されていない共聴施設から光化されたケーブルテレビによる視聴環境へ移行する場合のネットワーク整備を補助対象とした「ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業（ケーブルテレビ光化等整備支援事業）」や「辺地共聴施設整備支援事業」を行っています。そこで、次のとおり質問いたします。

総務省の補助事業の主な条件を見ますと、事業の実施主体は市町村または市町村の連携主体としています。また、補助対象経費の範囲は、老朽化に伴う単純更新は認められないともしています。本市の11施設の場合でも、費用の全てが補助対象経費には該当しないかもしれませんが、事業自体は交付対象の条件に当てはまるものと考えています。

他自治体の例を参考にすると、人口規模や条件等は違う部分がありますが、「光化」を実施した宮城県黒川郡大衡村では、テレビ共同受信施設更新事業——令和5年度から6年度にかけて——として、辺地債を活用し、実施設計と工事費を合わせた事業費は6,776万円で、うち交付税措置5,262万4,000円、各世帯の負担額を2万円に抑え、純然たる村の負担額は1,326万3,000円となり、事業費全体の19.5%であります。この辺地債はにかほ市でも充当できる大変有利な財政措置です。

また、平成21年当時、私の住む横岡地区では、完全デジタル化に合わせて「テレビ共同受信施設組合」が自主共同受信施設の一部光化デジタル化改修事業を行っております。そのときの事業費の

負担割合は、総額1,027万2,990円のうち、国の補助金456万1,000円、地元負担が残りの571万9,900円でしたが、当時、NHKの共同受信施設への経費助成事業として、平成21年4月1日から平成28年3月31日までの7年間行った事業、これは1世帯当たり負担額を7,000円に抑えるという事業でありました。そのような事業があったということで、最終的に地元負担68万6,000円、当時世帯数は98世帯ですので1世帯当たり負担額が7,000円という事業もありました。

①にかほ市過疎地域持続的発展計画、令和3年から7年中に「持続的発展施策区分」、地域における情報化、電気通信施設等情報化のための施設には、「有線テレビジョン放送施設」「テレビジョン放送等難視聴解消のための施設」が事業計画として示されています。

また、SDGsの「誰一人も取り残さない」においては、17項目中の11番目の「住み続けられる街づくり」にも該当いたします。

同じにかほ市民として住み続けてきた地域の環境の違いによって、公共電波通信の享受に大きな差があってはなりません。総務省の補助事業や辺地債を活用し、計画的に、そして早期に市内11施設の共聴同軸施設を光化に移行すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

②光化を推進する場合、1世帯当たりの負担額は、上記2例を参考に、1世帯当たりの負担額を2万円程度が参考になると考えますが、費用負担に対する考えを伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、齋藤進議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、(1)の①についてであります。

山間部など電波が届きにくい地域においてテレビ放送を共同で受信するために設置された共聴施設は、地域の組合による管理運営の下、テレビ放送の受信環境の維持に大きな役割を果たしています。

平成23年にアナログ放送から地上デジタルテレビ放送へと移行した際、各共聴施設組合は国からの補助金等を活用しながら共聴施設を改修、整備しており、それから約14年が経過し、設備の老朽化による維持補修や更新などに伴う費用負担が懸念されているということは先ほど来、議員が述べられているところであります。

しかしながら、国においては、補助金を受けた各組合がその後、自己資金を活用して施設を運営していくことを前提にしていたため、施設の維持・更新のための補助制度については用意をされていなかったというのが現状であります。議員が述べられたように、現在、総務省では、災害時にテレビ放送によって信頼できる情報が確実に提供されるよう、光化されていない共聴施設を対象としてケーブルネットワーク光化等による耐災害強化事業などの補助制度を創設しております。

ご質問の補助制度を活用して11組合の共聴施設を光化へと移行することについてであります。概算の事業費については、撤去費用も含めれば約1億200万円と見込んでおります。そして、物価や人件費の高騰を考慮すると、さらに事業費の上乗せが予想されております。加えて、整備後の共架料などのランニングコストや市の光ファイバー網の老朽化の現状などを踏まえると、現時点では11共聴組合の共聴施設を光化する事業の実施は大変難しいものと判断をしております。

しかしながら、テレビ放送は地域情報、社会情報の伝達や災害時のリアルタイムの情報伝達など、その役割は重要であり、特に高齢者にとってテレビは代えがたい、代替が難しい通信インフラであるというふうに認識をしております。

全国市長会では、国に対して地上デジタルテレビ放送への移行により、必要となった辺地共聴施設等については、維持管理や更新等に対して十分な財政措置を講じることを提言しております。

本市においても秋田県市長会を通じて施設の更新等に対する財政措置を国に要望することを検討したいと思います。国の動向や技術の進展を注視し、市の支援の在り方も検討してまいりたいと考えております。

次に、②の光化を推進する場合の1世帯当たりの費用負担についてであります。

受益者負担の一般的な考え方については、特定のサービスを受けるものに受益に応じた負担を求めるものであり、サービスに要するコストの一部を負担いただくことで公費支出の軽減を図り、より適切な財源配分を行うことを目的とするものであります。

ご質問の費用負担についてであります。事業費や国庫補助金、市の負担額、ランニングコストなどの詳細が決定されていない今の段階において、1世帯当たりの適正な受益者負担額を述べることはできないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

いずれにしても受益者負担については、公共サービスの費用負担をどこまで求めるのかと、合理性や透明性の確保のほか、各組合の合意が必要であり、実際の影響を慎重に考慮しながら総合的に判断をしていかなければならないと考えているところであります。

●議長（宮崎信一君） 齋藤進議員。

●7番（齋藤進君） 今、市長が述べられたように、私もこの光化に向けては、ただ今説明した11施設、この施設というのは、昨今の少子高齢化、そういう厳しい状況が他の自治体よりも進んでいる状況にあるのかなというふうに思います。つまり、老人だけの生活や、または一人暮らしの生活を営んでいる家庭が多い地域に、もう当てはまっているのかなというような想像をいたします。そうなったときに先ほど市長が言ったように、このテレビというものは、そういう住民を守るための情報を得る手段でもありますし、一方で自分たちの健康を管理するため、それから、テレビと会話するわけでもありませんけども、そういうコミュニティを得られる、そういうような役割も果たすと思いますし、そうになっているのかなというふうに思います。ですから、現在の同軸ケーブル、これが経年劣化によって断線したり、それに対する修理や、今、それを直す部品そのものも製造しなくなっている状況下にありますので、そういう修理をするまでの間、いわゆる停波、電波が止まるというような事態も想定されるわけです。そうなれば、お茶の間のテレビを見られないという、そういう環境に陥ることも考えられます。ですので、ただ今いろんな市長会が国に対してお伺いを立てていくというようなお話もありました。あまり長い時間をかけないように、それをスムーズに行って、どうかぜひ光化に向けて歩みを進めていただきたいというふうに思います。

また、個人負担に関しては、今述べたように、老人の一人暮らし、または年金暮らし、決して豊かとは言いませんけれども、ぎりぎりの生活をしている、そういう暮らしの方も多くいると想像されます。そういうことからして、個人負担はなるべく抑えるような、そういうようなことができる

ように、いろんな国の支援を有効に使って、それに対して考えを進めてもらいたいなというふうに思います。

それでは、(2)に移ります。

同軸の光回線への改修と同時に良好な電波を受信できるようにするためには、市の所有する光ファイバー網の一部を活用することや、送信経路や受信局を秋田局から象潟局へ変更すること、そのためには共聴施設のアンテナの位置の検討も必要になると思います。

例えば、横岡では秋田局から海上伝搬の電波を受信していますが、海面反射の影響を受けやすい地域であり、近年開発が進む洋上風力発電等の影響なども懸念されるように、様々な影響を考慮すると、受信局の変更が難視聴のさらなる改善につながるという見方もあります。そこで市長の考えを伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)のご質問にお答えをさせていただきます。

今の議員のご質問については、象潟局から電波を受信するために、例えば象潟庁舎にアンテナと伝送機械を設置し、そこから公共施設を結んでいる市の光ファイバー網を経由して、そして光ファイバーが未設置のルートには光ファイバーを新設して各組合の共聴施設のアンテナ設備へと接続するということを想定しているものとして答弁をさせていただきます。

現在、市の光ファイバー網、いわゆる地域イントラネットについては、平成15年に国の情報通信格差是正事業費補助金を活用して、公共施設50施設間を接続する総延長約84kmの光ファイバー網を整備したものであります。

設置から22年が経過し、経年劣化による光ファイバーケーブルの断線などが発生し、窓口での証明書等を交付する基幹業務システムや内部業務システムが繋がらなくなるなど、行政の業務全体への影響が出始めているところであります。

これについては、今後の根本的な対策として、市のシステムネットワークをクラウド化することなどの検討を始めているところであります。

また、市内の公共施設については、施設の集約や機能の複合化、遊休施設の解体など、再編に向けた検討を行っており、公共施設に接続された光ファイバーの撤去等についても、今後の在り方を同時に検討することとなります。

以上のようなことを踏まえますと、各組合の共聴施設の光化に当たって老朽化した市の光ファイバーを活用することは、将来的な維持管理や安定的な稼働の観点から、現実的には困難であると言わざるを得ない状況にあります。先ほど申し上げましたとおり、光ファイバーの老朽化による品質劣化や断線のリスクが増大しており、新たなトラブルの原因となる可能性が高いというふうに見込まれております。そして、この状況に対処するためには、頻繁な保守や修繕が必要となり、結果として費用対効果の低下を招く恐れが高いというふうと考えられます。

また、11の共聴施設まで光ファイバーを全て新設しようとする場合は、事業費がさらに膨らむこととなり、現時点では実施は困難であると考えております。

国では、全国的に共聴施設の維持等に支障を来す事例が生じつつあるため、地上デジタルテレビ放送の受信環境を将来にわたって安定的に確保する観点から、共聴施設の現状について今、調査を行っているところであります。今、国レベルでの議論が始まっていると認識しておりますので、その動向や技術の進展、これを注視しつつ公共施設が地域格差なく、あまねく受信できる公平性の観点、これらからテレビ難視聴地域に対する設備の更新、既存設備の撤去費用等に係る支援制度についても、先ほど申し上げましたように秋田県市長会を通じて今の段階では要望していくことにとどめておかなければならないというふうに検討しておるところであります。

●議長（宮崎信一君） 齋藤進議員。

●7番（齋藤進君） ぜひ前向きに検討して進めていただきたいというふうに思います。

終わります。

●議長（宮崎信一君） これで7番齋藤進議員の一般質問を終わります。

次に、14番佐々木敏春議員の一般質問を許します。14番。

【14番（佐々木敏春君）登壇】

●14番（佐々木敏春君） 14番佐々木敏春でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

中小企業の後継者不在について、本市における現状と課題、取り組みを伺います。

二つ目、高齢化社会における耳の虚弱対策についてお伺いいたします。

三つ目、気候変動による本市漁業への影響と支援策についてお伺いいたします。

以上3点についてよろしくお伺いいたします。

一つ目、中小事業所における事業承継の推進についてであります。

全国では、後継者不在を要因とした中小企業の休業・廃業が増えている状況にあります。中小企業庁が2017年に発表した推計では、平均引退年齢である70歳を超える中小企業の経営者が25年までに約245万人となり、その半数にあたる127万人（中小企業全体の3分の1）には後継者が不在とされています。これに基づく試算では、約650万人の雇用と約22兆円の国内総生産が失われる可能性が指摘され、国は伴走支援の強化、事業承継税制の拡充を進めるなど、政策を総動員しバックアップに努めております。

その結果、官民を挙げた相談窓口の普及効果もあり、帝国データバンクの調査では、後継者不在率は7年連続で前年を下回り、改善の兆しが見られるとしています。

事業承継は、大きく「親族内承継」「従業員承継」のほか、他社への「M&A」に分類され、近年では社員を昇格させたり、社外から経営者を迎えたりする「脱ファミリー化」も増えており、こうした世代交代やM&Aのタイミングは、新しい事業に挑戦するなどして企業を成長させるチャンスと捉える向きもあります。

物価高騰を上回る持続的な賃上げの定着が叫ばれている今、市内事業所が存続し、発展を続けるために、事業承継を切り口として企業価値を高める機会と捉えた取り組みが必要と考えます。本市における事業承継の現状と取り組みについて質問します。

(1)本市事業所における後継者問題の把握について。

①県単位に事業承継を後押しする公的機関「事業承継・引継ぎ支援センター」が設置されているが、当該機関への相談状況について伺います。

②民間相談窓口（金融機関等）における相談状況について伺います。

③本市の後継者問題の現状を、どのように捉えるか、見解をお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木敏春議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、1番の(1)の①事業承継・引継ぎ支援センターへの相談状況についてであります。令和5年度に本市の事業者が相談した実績は16件であります。業種別では、製造業、サービス業がそれぞれ5件です。建設業が3件、小売業が2件、卸売業が1件となっております。また、承継先の候補としては、親族内承継が8件、第三者への承継が8件となっており、従業員への承継に関する相談はありませんでした。

今年度の状況は、2月12日現在で9件であります。業種別では、サービス業が6件、小売業が2件、製造業が1件となっております。また、承継先の候補としては、親族内承継が6件、第三者への承継が3件となっております。

次に②民間相談窓口への相談状況についてであります。

市内金融機関への相談は年間30件から40件程度とのことであります。金融機関では、相談を受けた後、家族経営など小規模な事業者については、商工会や事業承継・引継ぎ支援センターにつなぎ、中小企業については民間のM&Aセンターなどにつないでいるとのことであります。また、金融機関によっては外部承継のマッチングを支援する場合もあるとのことであります。

次に③本市の後継者問題の現状をどのように捉えているかについてです。

市内事業者の約90%は個人事業主、あるいは家族経営を営む小規模事業者であります。令和2年度に商工会が会員に対しアンケート調査をした結果では、「後継者をつくる予定はない」が37.5%、「事業承継の予定は未定である」が32.8%、約70%が事業承継に消極的な状況というふうに捉えることもできます。

業種別では、宿泊業、飲食・サービス業と卸・小売業は「後継者をつくる予定はない」が40%を超えており、「事業承継の予定は未定」も30%から40%と高い状況にあります。また、製造業と建設業では、「後継者をつくる予定はない」が約20%ありますが、「事業承継をしたい」も約20%となっており、業種によって状況が異なっていることが分かります。

なお、にかほ市工業振興会54社においては、「後継者がいる」が20社と最も多く、「未定」が11社、「後継者はいない」が2社というふうになっております。既に事業承継済みの事業者も数社あるというところであります。

事業承継については、個人事業主と法人、法人においても従業員数などで考え方が大きく異なります。しかし、日本が超高齢社会に移行することにより、深刻な人材不足が問題視される中、議員がおっしゃられるとおり、事業所の発展を続けるためには事業承継を切り口とした企業価値の向上が必要であるというふう認識をしているところであります。

一方、中小企業では、経営権や資産だけでなく、事業者の思いや経営理念なども引き継ぐことを求める場合が多く、事業承継が進まない要因の一つとなっております。さらに、経営を承継する意向がない従業員が多いなど、事業所内でも後継者育成が進んでいない状況であります。

いずれにしても事業承継問題を後回しにすると、後継者の確保が困難になる可能性が大きくなりますので、事業所においては早めの準備が必要であるというふうに私どもも認識をしているところであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 市内中小事業所の全体像というのが、なかなか見えてこないのかなというふうに思います。実数で何社対象になる、あるいは何事業所がある、その中で何社が事業承継の準備がある、していない、こういう数値というのはつかんでいるものでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 商工政策課長。

●商工政策課長（齋藤和也君） 市内の中小企業数については、商工会の先ほど市長申し上げました令和2年度のアンケートによりますと、会員数で約700社というふうになっておりますけども、にかほ市内には中小企業の数全体で約1,000ほどあるというふうには認識しております。そんな中で商工会さんのほうで事業承継が進んでいないというふうな状況もありますけども、そちらの方を確認することも含めて最近ではヒアリングシート、こちらの方の作成を各事業所を回っている中で作成指導員の方6人いらっしゃいますけども、年間1人8件を目標にヒアリングシートを作るというふうな取り組みも行っているようです。その中身を見ながら事業承継が必要であれば、事業承継の承継計画というものを作るというふうな支援をしているというふうな状況であります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 商工会の方で実施しているアンケート、これにより全数をカバーしているというふうに認識いたしますが、しっかり商工会さんの方と連携を取りながら、顔の見える掌握と言いますか、そういったところを市の方でもお願いしたいなというふうに思います。

(2) 番にまいります。

事業承継については、伴走支援、税制優遇を初め多岐にわたる支援メニューが用意され、バックアップは十分とされながらも、小規模事業者では日々の事業に追われ、事業承継に手がつけられずにいる経営者が多いと言われます。本市における伴走支援の現状についてお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)本市における伴走型支援の現状についてであります。にかほ市及びにかほ市商工会では、共同で商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づいて令和6年度から令和10年度までの第2期経営発達支援計画を策定しております。

この計画では、小規模事業者の経営状況の分析や事業計画の策定、事業実施に係る指導・助言など、事業承継を含め多岐にわたる支援への目標や達成に向けた取り組みを掲げております。

この計画自体は、小規模事業者に対する支援計画ですが、商工会では小規模事業者に限らず6人の指導員が年間で延べ1,000回以上も会員の事業所を巡回しているところでもあります。訪れた

事業所においては、地域経済や需要動向などの情報提供、経営分析、国・県・市などの支援メニューの紹介などに加えて事業者が認識していない課題も引き出しながら対応策を検討しているところがあります。

今後も商工会と連携を図り、きめ細かく、そして事業者に寄り添った伴走型支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） やはり中小の事業者の経営者にとりましては、この伴走支援というのが決め手になるのかなというふうに考えます。この事業承継を進めるにあたって、伴走支援というのが本当に大きな意味合いを持っていると思いますけれども、この伴走支援には、この承継を進める推進員の存在も大きいのかなというふうに思います。今、商工会の6人の職員によっての事業を進めているという説明がございましたけれども、市も含めまして、この事業承継にあたってにかほ市内で活動している推進員、こういった人方は何人くらいいらっしゃるのかお聞きいたします。

●議長（宮崎信一君） 商工政策課長。

●商工政策課長（齋藤和也君） 現状、各事業所を回ってというふうなところでは、商工会さんの方の指導員の皆さんが回られて、事業承継のみではなくて、経営分析等、全部含めた格好でのこの6人で年間1,000回以上訪問しているというふうな状況があります。そのほかに市の方では、企業活性化アドバイザー、こちらの方に委託しておりまして、主に工業の方を中心としてというふうな格好にはなりますけれども、こちらも承継も含めてですね、いろんな情報交換だったり助言、アドバイス、そういうふうなことをしているというふうな状況です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） やはりにかほ市の中小企業の今後というものを考えてみた場合に、この事業承継が大きなターニングポイントになるのかなというふうに考えます。そういう意味からすると、この事業承継をしっかりと行うという観点から、全国から人材を集め、そして事業承継に回るといふ腰の入れた取り組みも必要ではないかなというふうに思いますので、この点について検討をいただき、対応していただければなというふうに思います。

以上で、1番目の質問を終わります。次にまいります。

聴覚補助器の積極的な活用への支援についてでございます。

高齢化の進展に伴い、加齢による難聴の方が年々増加している状況にあります。高齢者が難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けて閉じこもりがちになり、社会的に孤立する可能性が高くなると言われています。また、難聴になると、耳から脳に伝達される情報量が極端に少なくなり、認知症発症のリスクが高まるとも言われています。

2004年に耳の軟骨を振動させて音を伝える経路「軟骨伝導」の仕組みを発見した奈良県立医大の細井裕司学長は「認知症になる最も大きな危険因子は難聴であることが報告されている」「聞こえを改善し、会話の弾む環境を調えることは認知症の予防につながる」と唱えております。

高齢化が進む中で高齢者が加齢難聴による生活の質の低下や心身の活力の衰えに陥ることなく、社会の一員として末永く働き続けるための難聴対策として、聴覚補助器の活用が有効となります。

聴覚補助器には、マイクで集めた音を増幅して外耳道に送る気導補聴器のほか、骨導聴力を活用する骨導補聴器、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器などがあり、高齢者が自分に合った補聴器を選択し、適切に活用できる環境を整備することが重要と考えます。次により見解を伺います。

(1) 高齢者の健康寿命を延ばす観点から、生活の質の低下や心身の活力の衰えにつながる「耳の虚弱」を予防するために、市が実施しているフレイル対策とあわせ、高齢者の身近な場所で加齢性難聴に対する普及啓発や早期発見の取り組みを進めることができないかお伺いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは2番(1)についてお答えをさせていただきます。

耳の虚弱、これについては聴覚機能の衰えによって引き起こされる身体の衰え、いわゆるフレイルの一種であり、これを放置することで認知症や鬱病、あるいは要介護状態となるリスクが高まると言われているというのは先ほど議員がおっしゃられていたとおりであります。

また、認知症基本法に基づき、令和6年12月に策定された認知症施策推進基本計画の基本施策の一つで保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等には、難聴の早期の気づきと対応の取り組みを促進することが盛り込まれるなど、認知症予防として重要な位置付けというふうになっております。

本市では、認知症予防として昨年9月から10月に、象潟・金浦公民館及び「スマイル」で認知症タッチパネルの実施を主とした物忘れチェックデーを開催しております。その際、加齢性難聴と認知症の関係についての普及啓発及び早期発見を目的に、参加された34名の方々に聞こえのチェックリストを実施しているところであります。結果はその場で説明し、難聴傾向のあった方には補聴器が必要な状態かを医師に相談してくれるよう勧めておったところであります。

また、ホームページにも聞こえのチェックリストを掲載しておりますので、活用していただけることをお願いしたいと思います。

普及啓発としましては、令和7年度に集落サロンや老人クラブ等にリーフレットを配布するほか、地域包括支援センターには出前講座の依頼が年40回ほどありますので、身近な場所、地域に出向いて聞こえのチェックリストの実施を計画しております。

また、運動や口腔、認知症予防などの専門職が講師となる介護予防教室に、聞こえについての回を追加するなど、早期発見の取り組みも進めてまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） それでは、(2)番の質問にまいります。

聴覚補助器を必要とする方への情報提供、補聴器等のお試し体験ができる場所の整備など、高齢者が自分に合った補聴器を適切に選択できる環境を整備することができませんでしょうか、お伺いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） （2）についてお答えさせていただきます。

令和5年10月より認知症や鬱病等の予防と経済的負担の軽減を図ることを目的として、市では軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業を実施しております。

助成対象者は、市内に住所を有する18歳以上の方で身体障害者手帳の交付対象とならない、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、医師より治療による回復が見込めないと判断された方というふうにしております。

助成額は、補聴器購入費の2分の1で上限を5万円とするもので、令和5年度は10月からの6か月間で17件、今年度は1月末現在で32件の実施となっております。

この助成事業については、広報やホームページでの周知のほか、由利本荘圏域の耳鼻科の医療機関とも連携をしておりますので、受診の際に補聴器の必要な方には医師より説明がなされております。

ご質問にあるお試し体験ができる場所の整備についてですが、難聴の程度には個人差があるため、専門職による聞こえの調整をする必要があります。補聴器の購入を前提としないお試し体験をしたい方に対しては、医療機関、補聴器業者での検査、調整をお勧めすることから、今のところ整備をする予定はありません。

なお、一部の業者では、定期的に県内各所で巡回相談を開催しておりますし、耳の調子が悪いと感じられる場合には、医師と必要性を相談した上で助成事業も活用しながら補聴器の購入を検討いただければというふうに思っております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） この難聴ですけれども、現在、日本で1,400万人の難聴者がいると言われております。このうち200万人しか補聴器を使っていないと、こういう現実がございます。7人に1人しか補聴器を付けていない。あとの6人は、耳が聞こえなくてもそのままになっていると、こういう状況がございます。やはりこの難聴に対する意識の普及啓蒙、それから、補聴器をもっと身近なものにするという、そういう機会をつくるというのが必要なのかなというふうに思います。お医者さんに行ってしっかりしたところの診察を受けてとなると、なかなか補聴器を付けるまでの壁が高いのかなというふうに感じるわけでございますけれども、その一手手前、もっと気楽に補聴器に触れる、ああこんな補聴器もあったのか、こういった場というのがあればなというふうに私自身の実感も含めて思うわけでございますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） ただいまのもっと気軽に補聴器に関わるような場所というところの質問であります。補聴器自体の調整が難しく、その調整によっては聴力が悪化する可能性もあるというのが心配されます。そういったところも懸念しておりますので、市としては、できれば医師の調整、そういったところをお勧めしたいと思っております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 補聴器に対する私自身の認識不足もあるのかもしれませんが、少しこれについて検討いただければなというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

(3) 番の質問でございます。

軟骨伝導イヤホンの窓口設置について見解を伺います。

軟骨伝導イヤホンは、相談窓口を設置する自治体、金融機関、病院などで導入が進んでいるものでありまして、軟骨伝導イヤホンを使えば、收音器が職員の声を拾い、イヤホンを通じて相談者にハッキリと届き、イヤホン部に穴や凹凸がないため、消毒しやすく清潔に使い、不特定多数の人が利用できる利点があるとされます。また、音が柔らかく聞こえ、耳の穴をふさがないので、周囲の音が自然に入るなどの特徴が挙げられます。高齢者が社会に適応しやすい環境整備の一端として、試験的に設置してみてもどうか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (3)についてお答えをさせていただきます。

軟骨伝導補聴器は、耳の軟骨部に振動を与えて聞こえを補う新しいタイプの補聴器であり、一般的な補聴器の使用が難しい方などに有効との症例があるように聞いております。

国の補装具費支給事務取扱指針においては、従来の気導式補聴器や骨導式補聴器のいずれにおいても、補聴効果が期待できず、軟骨伝導補聴器が間違いなく適応することが認められる場合は、特例補装具として支給決定できるものとなっておりますが、今のところ本市での支給実績はありません。

一方、軟骨伝導イヤホンは、医療機械である補聴器とは違い、電化製品となっております。補聴器は使用する人の聞こえに合わせて専門職が調整する必要がありますが、電化製品である軟骨伝導イヤホンには専門職による調整の必要がないものの、使用者本人が使用前に聞こえに合わせて調整することになるため、注意をする必要があります。

県内のほかの自治体に確認しましたところ、県内13市中5市で市民課等の窓口で軟骨伝導イヤホンを設置している状況でありました。利用実績としては少ないようですが、本市においても窓口担当者が大きな声で説明している場合もありますので、軟骨伝導イヤホンは耳が聞こえにくい方との意思疎通を図る上で有効であると考えております。市民課関係窓口担当者が利用者の声を聞きながら状況把握を行い、まずは市民課関係窓口での設置を検討したいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 軟骨伝導イヤホンの設置の検討をよろしくお願いいたします。

次の質問にまいります。

気候変動による本市漁業への影響と支援策についてであります。

温暖化による気候変動は、本市漁業にも影響を与えております。海水温の影響と考えられる魚種・漁場の変化や、荒天による出漁日の減少は、漁業者の収入に影響を及ぼす事態となっております。

海況の異変とも言える状況から漁業経営の安定を図るために、漁業者への支援が必要と考えます。本市における漁獲共済制度の運用状況とあわせ、本市漁業者に対する支援について見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、3番目についてお答えをさせていただきます。

本市の漁獲共済制度の運用状況と漁業者への支援についてであります。

漁獲共済制度については、不漁、価格下落、自然災害等による漁獲金額の減少を補填する共済制度であります。

今年度の本市の運用状況としましては、一つ、アワビ漁、二つ、エビ・つぶ籠漁、三つ目に小型合併漁、四つ目、サケ・マス小型定置網漁、5番目が小型底引き網漁、6番目、ハタハタ小型定置網漁、7番目に雑魚小型定置網漁の合わせて7種類の漁業種類へ加入しており、そのうちアワビ漁、サケ・マス小型定置網漁、小型底引き網漁、ハタハタ小型定置網漁の4種類に対して共済金の支払い実績があったというふうに漁協より報告を受けております。

そして、国からの補助分を除いた共済掛金に対して市が20%の助成を行っており、実質の個人負担は全体で約24%というふうになっております。

本制度は、漁業再生産の阻害防止と漁業経営の安定を目的としており、今後も漁業のセーフティネットの支援を継続してまいります。

そのほか、本市における漁業者への支援について一部を紹介しますと、一つ、サケの遡上にあわせ、川袋川、奈曽川の河口に堆積する土砂等の除去、二つ、意欲のある漁業経営体が行う販路拡大、視察研修、従業者支援、漁業体験、魅力発信など新たな取り組みへの支援、三つ、県営事業である平沢、金浦、象潟の漁港施設整備事業や秋田県南部沖合いの海底耕耘事業などへの市負担金の拠出、四つ、秋田県漁協が行うアワビ種苗放流事業への支援、五つ、漁業者の経営安定資金貸し付けのために県漁協への8,000万円を貸し付け、六つ、漁業者が金融機関から資金を借り入れる際に漁業信用基金協会へ支払う債務保証料について市が全額を補助している、七つ、小砂川漁港の堆積土砂の浚渫、八つ、市管理漁港である小砂川漁港の漂着物の回収処理と悪天候の緊急対応を想定した県管理漁港の平沢・金浦・象潟漁港の漂着物の回収処理などについて令和7年度計画をしております。

また、近年の物価や燃油価格の高騰が漁業全般に影響を及ぼしていることを考慮し、国の交付金を活用した水産業緊急支援事業を新たに実施することとして今定例会に補正予算を追加していることはご承知のことと思います。この事業は、漁業経営の継続を目的として燃油高騰の負担を軽減するための支援補助金を各経営体に支払うものであります。補助対象として想定しているのは、漁業経営セーフティネット構築事業へ加入している経営体のうち、底引き網漁8件、底引き網漁以外11件のほか、漁業経営セーフティネット構築事業に加入していない140の経営体についても支援をしてまいります。

漁協への事務協力金も合わせれば総事業費が1,070万円であるということは、追加提案させていただいたときに申し述べさせていただいたとおりであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 何点か再質問をさせていただきます。

漁業は、他の産業に比べまして特に自然環境に大きく依存しております。海洋の環境の変化、あるいは気象条件がそのまま直接的に漁業経営に影響を及ぼしますので、リスク管理、セーフティネットの構築は漁業経営にとって特に大きな役割を担うものと考えます。

そこで、今ある漁業のセーフティネットとしましては、今、市長から説明ありましたが、漁獲共済や経営安定資金などの制度が講じられたものと認識しておりますけれども、今後このような状況、漁業を取り巻く環境が大きく変わる中で、これで十分と言えるのかという、こういう問題意識を持つことも必要なのかなというふうに考えます。例えば今の漁業共済では、過去5年間の漁獲量を基に共済金の基準額が計算されますが、漁獲量の減少が毎年続くことで保証の基準額が減少していくということも考えられます。新たな支援が検討されてもいい段階にきているのかなというふうに思いますが、漁業者のニーズを吸収して、検討を加える、こういう取り組みが必要でないかと考えますが、市長の見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 今、議員がおっしゃったことについては、私どもも深く認識をしているところであります。

今後の支援策についてということについても、先ほどの佐々木平嗣議員の質問にもさせていただきましたが、今本当に何が必要で、何が求められているのかということ、個々人から意見を寄せられる状況にあります、それがやっぱり漁業者全体の意見としてどうなのかということがはっきりと私どもまだつかめていないというところがあります。ですので、まずはそういう場のづくりが必要なのかなというのを先ほどの議員のときに述べさせていただきました。そうなったときには、例えば今の魚種のままでいいのか、環境の変化が見込まれている中で、これまでの漁の在り方でいいのか、魚種の転換が必要なのではないかということも含めてやはり意見交換をしなければ、先ほど言ったように、言ってしまうと補助金を出しますよと、共済掛金の部分も出しますよと、けれども、それでもどんどんどんどん低下していくのに、じゃあどこまで私ども行政が税金を投入していけばいいのかという話になってしまいますので、やはり全体像をきちんと私どもはつかむことをまずはやらなければいけないのかなと。その上で、どういう支援が必要なのかということをは話し合っていかなければ、現時点で、じゃあここに資金を投入します、ここに資金を投入しますというのは、先ほどちょっと佐々木平嗣議員のときにも言ったんですが、それだと砂に水をまくかの如くに終わってしまう可能性がある、それは誰にも利益を生まないということになりますので、やっぱり長期的な視野に立って取り組みをしていかなければならないというふうに思っています。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） ぜひ漁業者の皆さんとの情報交換の場、これをつくっていただければなというふうに思います。漁師の皆さんは、天気が良くなると、会議を予定しておっても沖に出ちゃいますので、行政の方も連携とるの大変かなと思いますけれども、その辺も折り込みながらしっかりとお願いしたいなと思います。

今、市長の方からもお話ございましたけれども、本定例会で水産業の緊急支援事業が提案されております。男鹿市では物価高騰や近年の著しい不漁の影響を受けている漁業者に対し、経営の継続を支援するため、燃油、資機材などの経費に対し助成する措置が講じられておりますけれども、本市の取り組みと男鹿市とを比較して、金額も違いますので、どういった内容、差異があるのか教えていただければなというふうに思います。

●議長（宮崎信一君） 農林水産課長。

●農林水産課長（柴田俊幸君） このたびの漁業者への支援事業につきましては、他市のものも当然参考にはさせていただきました。ただ、にかほ市においては、原油価格、こちらの方に着目をさせていただきました。というのは漁獲高、こちらの方につきましては、昨年度、今年度と、やはり近年の漁獲量についてはある程度差が出てくるのかなと。そこでまた算定にあたっては、今年度、昨年度、またその前の年といろいろと差が出てくる可能性がある。なので、今回につきましては、現在、燃油というものは当然、価格情報センターからも燃油の高騰という情報が示されております。その中で魚種、底引き網等の燃油のかなり使う魚種、漁の仕方もありますし、定置網等のその手の差というものも考えなきゃいけない。そしてまた、セーフティネットに加入していない方々、こういう方々ともある程度の差を設けることが平等な支援の仕方になるのかなということで、今回このような提案をさせていただきました。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 説明ありがとうございました。

この水産業緊急支援事業でございますけれども、国の重点支援地方創生臨時交付金は、令和7年度も継続されるという見込みのようでございます。物価高騰もこのまま続いていくのかなというふうな状況にあるわけでございますけれども、緊急支援事業、これは令和7年度も継続されるという認識でよろしいでしょうか。——今回補正に上がったのは令和6年度事業——

●議長（宮崎信一君） 7年です。

●14番（佐々木敏春君） すいません。今後も継続して支援が受けられるというふうな、制度として捉えてよろしいでしょうかという、こういう質問に変えさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 総合政策課長。

●総合政策課長（高橋寿君） 今、議員の方で述べられたとおりで、令和7年度の補正として計上していますので、令和7年度の交付金事業として計上しております。でありますので、引き続き令和7年度事業として継続するということです。

以上であります。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 今回の追加提案させていただいたものが今後継続していくかという、制度として安定した制度になるかということをお問うていると思われそうですが、それはやはりケースバイケースです。これをもって恒常的な制度としてコンクリートするということは、ちょっと難しいなというふうに思います。そのときの状況によって、やはり支援が必要だと判断すればしますし、そのためにも、支援だけではなくて、一緒に話し合いをしながらいろいろなことを組み立てていきたいと思いますという、この同時並行でやっていきたい。やはり私も言うように、水産業はにかほ市にとっては大事な戦略産業です。これを維持、発展させていくためには、やはり行政だけがというわけにもいきませんし、漁師の皆さんだけがというわけにもいかないというふうに思いますので、県も含めてですね、漁協も含めてですね、それぞれ関係者の皆さんで話し合いをしていく場を今後

もっていきなというのを先ほど提案させていただいているということでもあります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

そうすれば、最後の質問でございますけれども、温暖化による海況の変化に対する取り組みについての質問になります。

海況の変化がこのままで推移する、元の海には戻らないと言われているようでございますけれども、そうであるならば、それに合わせて魚種、漁法を初めとして新たな漁業の在り方を見出し、変化に応じていかなければならないのではないかというふうに考えます。

そこで、これからの若い漁業者の人たちが、にかほ市の漁業に希望を持っていける、再生可能な水産業の構築に向けた取り組みが必要かと考えます。現在活動している水産学級をベースとして発展させるなど、若い人たちの取り組みと立ち上げへの支援について市長の考えを伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） これも同じ答弁になりますが、先ほど佐々木敏春議員の質問にも答弁をさせていただきましたが、本当に今、若い人たちという話を今されておりますので、若い人たちの漁師の皆さんの中にもですね、いろいろな取り組みをされる方が出ているなというふうに認識をしておりますし、漁師の皆さん、若い人たちが新たに漁業に就かれた女性の方等がおられる中でですね、私どもそれを今見ておりますし、それに対して若干とは言わないかな、寄り添って担当の方で支援をしているという状況にあることは報告を受けております。それを大きな流れにするためにどうすればいいのかということが問われているんだろうというふうに思いますので、先ほど来お話しているように、そういうチーム化と言いましょか、漁業者の皆さんの中で、やはり行政と膝を突き合わせて、先ほど言ったように漁が休みの日は火曜日と土曜日ですか、競り、市が休みなのは——そこ週に2回もし時間をいただけるならば、そこら辺で設定しながら話し合いをする場を持つていくことができなというふうに思っていますが、まだ当事者に——、ここではしゃべっていますけど当事者にしゃべっていないので、今後のその方向に向けた話し合いをしていかなければならないと思っています。危機感を持っているのは、漁師の皆さんも危機感を持っていると思いますが、行政の方でも危機感を持っております。だから、これを解決するためには、やはり関係する人たちみんながやはりこれに対して知恵を絞って話し合いをして意見を出し合うということが、まず必要です。意見を出し合えば、いい案は出てくるはずですよ。それを私は期待をしたいというふうに思っていますので、議員がおっしゃるような支援という形になるかどうか分かりませんが、そういう場のづくりをやっていければなというふうに思っています。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 漁師の皆さんとの連携、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

●議長（宮崎信一君） これで14番佐々木敏春議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦勞様でした。

午後 2 時32分 散 会
